

審査基準

○ 申出による免許の交付（第104条の4第3項）

令和元年12月1日作成

法令名	道路交通法
根拠条項	第104条の4第3項
処分の概要	申出に係る免許の交付
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	道路交通法第104条の4第1項及び第2項(申請による取消し)、第107条第2項(免許証の返納等)、道路交通法施行令第39条の2の2(申請による取消しの際に受けることができる免許の種類)、第39条の2の3(申請による取消しの基準)、道路交通法施行規則第30条の9(取消しの申請等)
審査基準	
標準処理期間	1～30日 (運転免許センター1日、警察署30日)
申請先	運転免許センター又は県内全警察署の交通課(交通第一課を含む。)
問い合わせ先	交通部運転免許課免許作成係
決裁区分等	交通部運転免許課長